

参議院商工・建設委員会連合審査会会議録第一号

昭和三十一年四月十二日(木曜日)午前
十一時三分開会

委員氏名

商工委員

委員氏名

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

出席者は左の通り。

商工委員

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

西岡 ハル君

平井 太郎君

武藤 常介君

栗山 良夫君

中田 吉雄君

田中 一君

森崎 隆君

北勝 太郎君

村上 義一君

西川 弥平治君

白川 一雄君

阿具根 登君

河野 謙三君

上原 正吉君

大谷 賛雄君

小野 義夫君

吉池 信三君

高橋 衛君

中川 以良君

西田 隆男君

海野 三郎君

上條 愛一君

小松 正雄君

藤田 進君

宇垣 一成君

加藤 正人君

上林 忠次君

石川 清一君

赤木 正雄君

石井 桂君

小澤 久太郎君

近藤 信一君

伊能 繁次郎君

石川 榮一君

入交 太蔵君

斎藤 昇君

酒井 利雄君

政府委員

厚生省公衆衛生

局長境衛生部長

通商産業省

企業局長

建設省河川局長

事務局側

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

村上 義一君

楠本 正康君

徳永 久次君

山本 三郎君

山本 友太郎君

武井 篤君

岡田 覺夫君

岩井 四郎君

農林省農地

局管理課長

建設省計画

局水道課長

岩井 四郎君

岩井 四郎君

岩井 四郎君

岩井 四郎君

岩井 四郎君

岩井 四郎君

岩井 四郎君

岩井 四郎君

岩井 四郎君

岩井 四郎君

岩井 四郎君

岩井 四郎君

岩井 四郎君

岩井 四郎君

岩井 四郎君

岩井 四郎君

岩井 四郎君

岩井 四郎君

岩井 四郎君

岩井 四郎君

岩井 四郎君

岩井 四郎君

岩井 四郎君

岩井 四郎君

岩井 四郎君

岩井 四郎君

岩井 四郎君

岩井 四郎君

聴取したのみで、いまだ全然審議に入っておりません。

以上が本法案に対する国会の審議の概要であります。いかがいたしますか、慣例によつて提案理由の説明から始めたいと思ひますが、提案理由の説明を求めてよろしくうございますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長代理(阿具根登君) それでは提案理由の説明を求めます。

○政府委員(徳永久次君) ただいま議題となりました工業用水法案につきまして提案理由を御説明申し上げます。

わが国経済の自立を達成するためには、産業基盤の育成強化をはかり、産業の国際競争力を高めなければならぬことは、あらためて申し上げるまでもありませんが、このためには、個々の企業の合理化にとどまらず、道路、港湾、用水、用地等の産業の立地条件を総合的に整備することが必要であり、政府といたしましては、経済自立五カ年計画におきまして特にこの点を重視している次第であります。

これらの産業立地条件のうちでも、工業用水は、原材料、動力と並んで工業生産上不可欠のものでありまして、豊富低廉な用水の確保は、産業発展上きわめて重要な意味を有するものであります。

しかしながら、工業用水につきましても、従来ほとんど積極的な対策が講ぜられなかつたため、用水事情は次第に悪化し、特に工場密集地域では、地下水の過度くみ上げにより、水源枯渇、塩水混入、地盤沈下等の事態が生じ、工業生産の維持発展の上に重大な障害となつておる現状にあります。

このような事態にかんがみ、至急の対策を講ずることを痛感しまして、このたび通商産業省といたしましては、工業地帯における産業立地条件整備の総合的施策の一環として、この対策を講ずることとし、工業用水道の布設を促進し、豊富低廉な工業用水の確保をはかるため、工業用水道の布設について、昭和三十一年度予算案に一億八千万円の工業用水道布設事業補助金を計上して、これに要する費用の四分の一の国庫補助を行う等必要な助成措置をとることとしたしておるのであります。さらに、これと表裏一体の關係におきまして、地下水の過度くみ上げを防止し、工業用水の重要な水源である地下水の水源の保全をはかるため、本法案を立案し、これにより工業の健全な発達に寄与するとともに、あわせて地盤の沈下の防止に資することとした次第であります。

本法案のおもな内容は、次の通りであります。

第一に、工業用地地下水の過度くみ上げによる水源枯渇等の弊害が著しく現われてゐる重要な工業地域を政令で指定し、その地域において新たに一定の規模以上の井戸により工業用水を採取する場合には、通商産業大臣の許可を要することとしたしました。

第二に、工業用地地下水の過度くみ上げによる水源枯渇等の弊害が著しく現われてゐる重要な工業地域を政令で指定し、その地域において新たに一定の規模以上の井戸により工業用水を採取する場合には、通商産業大臣の許可を要することとしたしました。

第三に、工業用地地下水の過度くみ上げによる水源枯渇等の弊害が著しく現われてゐる重要な工業地域を政令で指定し、その地域において新たに一定の規模以上の井戸により工業用水を採取する場合には、通商産業大臣の許可を要することとしたしました。

第四に、工業用地地下水の過度くみ上げによる水源枯渇等の弊害が著しく現われてゐる重要な工業地域を政令で指定し、その地域において新たに一定の規模以上の井戸により工業用水を採取する場合には、通商産業大臣の許可を要することとしたしました。

第五に、工業用地地下水の過度くみ上げによる水源枯渇等の弊害が著しく現われてゐる重要な工業地域を政令で指定し、その地域において新たに一定の規模以上の井戸により工業用水を採取する場合には、通商産業大臣の許可を要することとしたしました。

第六に、工業用地地下水の過度くみ上げによる水源枯渇等の弊害が著しく現われてゐる重要な工業地域を政令で指定し、その地域において新たに一定の規模以上の井戸により工業用水を採取する場合には、通商産業大臣の許可を要することとしたしました。

第七に、工業用地地下水の過度くみ上げによる水源枯渇等の弊害が著しく現われてゐる重要な工業地域を政令で指定し、その地域において新たに一定の規模以上の井戸により工業用水を採取する場合には、通商産業大臣の許可を要することとしたしました。

第八に、工業用地地下水の過度くみ上げによる水源枯渇等の弊害が著しく現われてゐる重要な工業地域を政令で指定し、その地域において新たに一定の規模以上の井戸により工業用水を採取する場合には、通商産業大臣の許可を要することとしたしました。

第九に、工業用地地下水の過度くみ上げによる水源枯渇等の弊害が著しく現われてゐる重要な工業地域を政令で指定し、その地域において新たに一定の規模以上の井戸により工業用水を採取する場合には、通商産業大臣の許可を要することとしたしました。

第十に、工業用地地下水の過度くみ上げによる水源枯渇等の弊害が著しく現われてゐる重要な工業地域を政令で指定し、その地域において新たに一定の規模以上の井戸により工業用水を採取する場合には、通商産業大臣の許可を要することとしたしました。

第十一に、工業用地地下水の過度くみ上げによる水源枯渇等の弊害が著しく現われてゐる重要な工業地域を政令で指定し、その地域において新たに一定の規模以上の井戸により工業用水を採取する場合には、通商産業大臣の許可を要することとしたしました。

第十二に、工業用地地下水の過度くみ上げによる水源枯渇等の弊害が著しく現われてゐる重要な工業地域を政令で指定し、その地域において新たに一定の規模以上の井戸により工業用水を採取する場合には、通商産業大臣の許可を要することとしたしました。

第十三に、工業用地地下水の過度くみ上げによる水源枯渇等の弊害が著しく現われてゐる重要な工業地域を政令で指定し、その地域において新たに一定の規模以上の井戸により工業用水を採取する場合には、通商産業大臣の許可を要することとしたしました。

第十四に、工業用地地下水の過度くみ上げによる水源枯渇等の弊害が著しく現われてゐる重要な工業地域を政令で指定し、その地域において新たに一定の規模以上の井戸により工業用水を採取する場合には、通商産業大臣の許可を要することとしたしました。

第十五に、工業用地地下水の過度くみ上げによる水源枯渇等の弊害が著しく現われてゐる重要な工業地域を政令で指定し、その地域において新たに一定の規模以上の井戸により工業用水を採取する場合には、通商産業大臣の許可を要することとしたしました。

第十六に、工業用地地下水の過度くみ上げによる水源枯渇等の弊害が著しく現われてゐる重要な工業地域を政令で指定し、その地域において新たに一定の規模以上の井戸により工業用水を採取する場合には、通商産業大臣の許可を要することとしたしました。

第十七に、工業用地地下水の過度くみ上げによる水源枯渇等の弊害が著しく現われてゐる重要な工業地域を政令で指定し、その地域において新たに一定の規模以上の井戸により工業用水を採取する場合には、通商産業大臣の許可を要することとしたしました。

第十八に、工業用地地下水の過度くみ上げによる水源枯渇等の弊害が著しく現われてゐる重要な工業地域を政令で指定し、その地域において新たに一定の規模以上の井戸により工業用水を採取する場合には、通商産業大臣の許可を要することとしたしました。

第十九に、工業用地地下水の過度くみ上げによる水源枯渇等の弊害が著しく現われてゐる重要な工業地域を政令で指定し、その地域において新たに一定の規模以上の井戸により工業用水を採取する場合には、通商産業大臣の許可を要することとしたしました。

第二十に、工業用地地下水の過度くみ上げによる水源枯渇等の弊害が著しく現われてゐる重要な工業地域を政令で指定し、その地域において新たに一定の規模以上の井戸により工業用水を採取する場合には、通商産業大臣の許可を要することとしたしました。

第二十一に、工業用地地下水の過度くみ上げによる水源枯渇等の弊害が著しく現われてゐる重要な工業地域を政令で指定し、その地域において新たに一定の規模以上の井戸により工業用水を採取する場合には、通商産業大臣の許可を要することとしたしました。

第二十二に、工業用地地下水の過度くみ上げによる水源枯渇等の弊害が著しく現われてゐる重要な工業地域を政令で指定し、その地域において新たに一定の規模以上の井戸により工業用水を採取する場合には、通商産業大臣の許可を要することとしたしました。

第二十三に、工業用地地下水の過度くみ上げによる水源枯渇等の弊害が著しく現われてゐる重要な工業地域を政令で指定し、その地域において新たに一定の規模以上の井戸により工業用水を採取する場合には、通商産業大臣の許可を要することとしたしました。

第二十四に、工業用地地下水の過度くみ上げによる水源枯渇等の弊害が著しく現われてゐる重要な工業地域を政令で指定し、その地域において新たに一定の規模以上の井戸により工業用水を採取する場合には、通商産業大臣の許可を要することとしたしました。

第二十五に、工業用地地下水の過度くみ上げによる水源枯渇等の弊害が著しく現われてゐる重要な工業地域を政令で指定し、その地域において新たに一定の規模以上の井戸により工業用水を採取する場合には、通商産業大臣の許可を要することとしたしました。

第二十六に、工業用地地下水の過度くみ上げによる水源枯渇等の弊害が著しく現われてゐる重要な工業地域を政令で指定し、その地域において新たに一定の規模以上の井戸により工業用水を採取する場合には、通商産業大臣の許可を要することとしたしました。

第二十七に、工業用地地下水の過度くみ上げによる水源枯渇等の弊害が著しく現われてゐる重要な工業地域を政令で指定し、その地域において新たに一定の規模以上の井戸により工業用水を採取する場合には、通商産業大臣の許可を要することとしたしました。

第二十八に、工業用地地下水の過度くみ上げによる水源枯渇等の弊害が著しく現われてゐる重要な工業地域を政令で指定し、その地域において新たに一定の規模以上の井戸により工業用水を採取する場合には、通商産業大臣の許可を要することとしたしました。

第二十九に、工業用地地下水の過度くみ上げによる水源枯渇等の弊害が著しく現われてゐる重要な工業地域を政令で指定し、その地域において新たに一定の規模以上の井戸により工業用水を採取する場合には、通商産業大臣の許可を要することとしたしました。

第三十に、工業用地地下水の過度くみ上げによる水源枯渇等の弊害が著しく現われてゐる重要な工業地域を政令で指定し、その地域において新たに一定の規模以上の井戸により工業用水を採取する場合には、通商産業大臣の許可を要することとしたしました。

地域の指定に際しましては、代替水源としての工業用水道の布設の状況及び計画を考慮することとし、企業活動に不当な圧迫を加えることのないよう十分配慮することとしたしておりますが、なお事前に関係都道府県知事及び市町村長の意見を聞くのはもちろん、工業用水に関する重要事項を調査審議するため通商産業省に設けることとしたしました工業用水審議会の意見を聞くこととしたしております。

第二に、新設の井戸の許可につきましては、その深さ及び規模が、指定地域ごとに地下水の水源の状況等を考慮して定める一定の基準に適合する場合に許可することはもちろんであります。この基準に適合しない場合におきましても、工業生産上の必要性等を勘案いたしまして、特に必要かつ適当と認められる場合におきましては、地下水の水源の合理的利用に著しい支障がない限り、許可をすることとしたしております。

第三に、指定地域における既存の井戸につきましても、地下水の水源の合理的な利用のため特に必要があると認めるときは、通商産業大臣は、工業用水道への転換、地下水の使用方法的合理化等について適切な指示をすることができるといたしました。

以上がこの法律案を提出する理由であります。何とぞ、慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望いたす次第であります。

○委員長代理(阿具根登君) これより質疑に入りますが、慣例によりまして建設委員の質疑を優先的に取り扱います。

○田中一君 厚生省からも一人関係局長を呼んでいただきたいのです。

○委員長代理(阿具根登君) 厚生省でつか。厚生省の関係局長を呼んでいただきたい。

それでは御質問のある方は順次御質問願います。

○田中一君 私は四省の担当の大臣がおりなければ、局長でもいいから、一括して質問したいのです。通産省だけにやつののは同じことを繰り返しますから。いつごろ見えますか。

○委員長代理(阿具根登君) ちょっとと速記をとめて下さい。

(速記中止)

○委員長代理(阿具根登君) 速記をつけて。

○赤木正雄君 工業用として引用した水の一部を、やはり農業用に用いる場合がたゞさんある。その場合は工業用水か、農業用水か、どちらですか。

○政府委員(徳永久次君) この法案におきましては、工業用の目的で井戸を掘りまして、それを工業用に使うというものにつきまして規制の対象にいたしておりますわけです。井戸を掘りまして、掘った水の一部を農業用に使用すれば、それは農業用の水ということになりますわけです。その程度といえますが、井戸の掘水量のうちの大部分が工業用に充てられるという場合には、やはり本法によります適用を受ける規制の対象になるということに相なるのでございます。

○赤木正雄君 井戸に限らないのであります。一つの川から水を引用する場合に、あるいは農業用の水に引用して、それをまた工業用にもつていく、これはどうしますか。

○政府委員(徳永久次君) この法律は工業用に使います水すべてを実は対象にいたしておりますのでございまして、先ほど提案理由で御説明申し上げました工場の密集地帯におきましては、実は工業用のためにその地域で井戸を掘りまして、地下水のくみ上げをやっておりますわけでありまして、これが掘り過ぎになりまして地盤沈下等の現象を起しております。それでそれを何とかして抑えなければならぬ。とい

いましてまた漫然と押えますればその地域の工業の発展がとまるというものです。工業のほんとうの命の水でありますので、それを漫然ととめるわけに参りませんので、かわりに工業用水道を設けまして、工業用水道で代替水源のあります場所につきましては、新規にこれ以上井戸を掘って地盤沈下を起すようなことはしないようにして下さいという法律であります。

それから川の水が出たら今まで掘っておった井戸につきましても今度くみ上げの量がある程度調整して、今までの、既成の井戸におきましますくみ上げの量が多過ぎたために地盤沈下の原因等にもなっておるというものをならないうようにして下さいよ、そういう法律でございまして対象がまあ非常に限られております。工業用水の全部を規制するのだという法律ではないわけなのでございます。

○赤木正雄君 一つの例を申せば、あるいは東京の下町の方、あるいは大阪の河口の方、あるいは兵庫県の尼崎地方、こういうふうな部分がこれに該当すると思いがた。今尼崎の方にいたしまして淀川から水を引っぱって、むろん井戸をたくさん作って、

それで地盤の沈下を防ぐために工業用水をもつてくる。しかしその工業用水をもつてくるときにその落差を利用した水力を一部使う、それはどうなんですか。

○政府委員(徳永久次君) これは今お話をいたしました、この法律が実際上適用ある場所はその辺かという御質問であつたろうと思ひますが、私ども本年度の予算で初めて工業用水道に用いて下さいというのを出しました。理想通りではございせんが、とにかく今年計上された一億八千万円、尼崎と四日市と川崎地帯を実は対象に考えておりますが、これらの地点につきましては今お話しをいたしますような水道を引くために落差の関係を発電ができる、それほどの実は大がかりのものではないでございせん。また地点もそう

は相なつて、地形の關係からいへば、これは相なつていないわけではございせん。ただ御案内の通り、たとえば愛知用水の例で見ますれば、農業用、工業用、総合的に考えておりまして、発電にも利用する、農業用にも利用する、工業用水としても利用するといふふうにいたしております。その場合に

はもとを考へますれば農業用、工業用すべてのものの、一般工業用、発電用、工業用水につきましては別に工業用水道関係がある計算をいたしまして、これから以降は工業用水としての負担を振り分けてやる必要があるので、御承知の通り愛知用水公園というやうなものを体裁としては立体的にや

ておるといふやうなことに相なつておりますので、今のやうなケースがお尋ねのやうなケースにも該当しうかと思つております。

○赤木正雄君 今までの工業用水の事業をやつておった官庁があるはずであつたのですか。

○政府委員(徳永久次君) 工業用水につきましては、従来まで各省の關係でまともにまあ行政らしきものを実はしてはなかつたというのが率直な状況でございまして。ただ先ほど田中先生からのお話がちよつと出ておりましたやうに、水の關係は各省の話し合いをいろいろつななければならぬ問題がありまして、数年前に実は水道法案というものができかけたことがございまして。一応の案ができました。しかしそれは審議未了になりました。まあ実を述べなかつた案でございまして、その際におきまして、工業用水につきましては、通商産業省の所管といたしましては、通商省及び建設省という扱いに指定されておりました。その後の問題といたしましては、先ほど申し上げました愛知用水公園法でありまして、その中に

おきまして、目的が多目的な工事がありまして、各省にまたがっておりますので、工業用水の所管といたしまして、通商、建設及び公園事業を総合的に管理いたしております農林といふやうなふう指定されたのであります。これが従来指定されておりました姿でございまして。

○赤木正雄君 実際計画を作り、あるいは施工指導、そういうふうなことを事業の上で行なつておった官庁はどこなんですか。

○政府委員(徳永久次君) 工業用水の事業をやつておった官庁があるはずであつたのですか。

○政府委員(徳永久次君) 工業用水につきましては、従来まで各省の關係でまともにまあ行政らしきものを実はしてはなかつたというのが率直な状況でございまして。ただ先ほど田中先生からのお話がちよつと出ておりましたやうに、水の關係は各省の話し合いをいろいろつななければならぬ問題がありまして、数年前に実は水道法案というものができかけたことがございまして。一

応の案ができました。しかしそれは審議未了になりました。まあ実を述べなかつた案でございまして、その際におきまして、工業用水につきましては、通商産業省の所管といたしましては、通商省及び建設省という扱いに指定されておりました。その後の問題といたしましては、先ほど申し上げました愛知用水公園法でありまして、その中に

おきまして、目的が多目的な工事がありまして、各省にまたがっておりますので、工業用水の所管といたしまして、通商、建設及び公園事業を総合的に管理いたしております農林といふやうなふう指定されたのであります。これが従来指定されておりました姿でございまして。

○赤木正雄君 実際計画を作り、あるいは施工指導、そういうふうなことを事業の上で行なつておった官庁はどこなんですか。

○政府委員(徳永久次君) 従来も工業

用水道は今まで全然なかつたわけでは
ございせん。多少ある地域にお
きまして、あるいは市町村が事業主体
となり、あるいは府県が事業主体とな
りまして、工業用水を作つておつたこ
とがあるものであります。ただそれを
作つておりました際に入りまして何とい
いますか、政府の中央官庁としての行政
面に現れまして仕事をしましては、そ
れほど立ち入つたことをしてない、と
言つたら語弊がありますが、地方公
共団体が事業主体となり仕事をやりま
す際の事業資金につきましては一般公
債のワケを作る世話といひますか、と
いうようなことをいたしまして、それ
によりまして仕事がある程度円滑にで
きるようになつたこととはなされ
ましたのでございす。その面の仕事
は従来建設省が水道建設事業というよ
うなものをやはり広い意味の土木建設
工事というふうなことでめんどろを
おられたのであります。今度の工業
用水道につきましては、実は通産省と
いたしましては、工業用水道の性質に
かんがみまして、いわゆる経済ベ
ースで供給できる事業者が今まで地下水等
を掘つておりましたのに比べて、
非常に高い水、ただ水があるからこ
れを使ふというふうな性質ではどうに
もならぬというふうな性質でもござい
ますので、これを利用者としてしまし
て、ろばんをもつて使える程度の水にする
というので、工業用水道というの
は、そういう目的、性質から目的に沿
うように考えなければならぬのじや
ないだろうかといふところと研究して
みました。そのわれわれの出ま
した結論といふのは、ある程度の国庫

補助を必要とする。それから単に一般

公債債というふうな形で援助するだけ
ではまだ不十分である。預金部の引き
受けによりまして低利の長期債をやる。
さらに場合によりまして、その地域
の利用者にある意味の受益者負担とい
たしまして、地方公共団体に押し出す
公債債を低利で、場合によれば無利子
で引き受けてもらつていふようなこと
をやらないと、結局目的に沿わないと
いうようなことを考えまして、そのな
りまして、その種の点からの重要性
をどの主体にしてどう考えるか、その
地域におきまして工業用水道によつて供給
すべき水量、工業の発展の現状及び將
来性等からどう考えていくかというよ
うな点がございす。その面
につきましては、通産省で考えた方が時
代に適切に合うのではないか。た
だし通産省はこういうある種の土木工
事といひますか、というふうなことの監
督指導とかといふことは一切不得手
でございす。その点は従来経験の深い、
またそれだけの十分の陣容をお持ち
である建設省の御助力をお願いしてや
りたいというふうなことで、通産、建
設の共管といたしまして今後の用水、
工業用水道の設置助成の仕事は、それぞ
れの今のような考え方での共管で協力
してやろうというふうな考えでござい
す。

○委員長代理(阿具根登君) ちよつと

今河川局長の山本三郎君が見えまし
たから、御質問のある方はお願いしま
す。
○赤木正雄君 今通産省の方といたし
ましては、建設省の助力を得てやる、こ
ういふ御答弁でありましたが、
やはり国から補助をする以上、相当技
術上の国としての十分な検討を要する
と思ひます。そういうふうな面からし
て、通産省で技術上の検査あるいは技術
上のすべての計画をいふことをなさ
るお考えでありますか、どうですか。
○政府委員(徳永久次君) 工事設計は
一応事業主体の方でいろいろ考え
てくると思ひます。それを技術上から
見まして適切な設計になつておるか
どうかといふようなこと、及びその実
施上の監督、指導、これらはすべて私
ども建設省にお願ひをしようといふ
うに考えております。
○赤木正雄君 もう一度念を押します
が、そういたしますと、技術上の監督
あるいは設計の審査、そういう技術
に関することは全部建設省に通産省と
してはいいですか。
○政府委員(徳永久次君) さよう考え
ております。
○田中一君 内閣に設置されておる国
土総合開発審議会が水に関する定義並
びに所管、それから水に対する利用の
度の問題等、政府として水に対する
認定の仕方というものはどういふ
うになつておるか、この点を一つお聞
きたい。

○政府委員(山本三郎君) ただいまの

状況におきましては、表流水の利用に
つきましては河川法によりまして全般
的の取締りなりあるいは監督なりを行
なつておられます。建設省がその主管
をしておるわけでありす。その趣旨
によりましてただいまにおきましては
建設省が見ておるわけにございす。
○田中一君 建設省が見ておるの
は河川を流れる水を見ておるのじや
ないか、水全体に対する水の監督権、
それからの利用の問題ですね、等につ
いてはどういう解釈を持っているので
か、結論を……。
○政府委員(山本三郎君) ただいまの
御質問でございすが、水と申します
と、地表を流れる水と、それから地下
水の問題がございす。それで先ほど
申し上げましたように地表水につ
いては河川法によりましてやつてお
るわけにございすが、その特に利用の
問題につきましては、各省といひ
相談いたしまして、その意見を聞きま
してやつておるわけにございす。そ
れから地下水の問題につきましては、河
川並びにその付近地の問題につきま
しては、建設省が主管いたしております。
それ以外の地下水の問題につきましては
は、今回の提案になつております法律
によりまして、その基準なり地域なり
につきましては、通産大臣と建設大臣
が協議してやる、こういう方法を
とつております。
○田中一君 かつての河川敷下の伏流
水のことについてはどうなつてお
りますか。
○政府委員(山本三郎君) かつての河
川敷につきましては、河川法により
ましてそれが廃川として、そうして処
分されたものにつきましては、新しい
法律によりまして、それからまだ河
川として残つておる分につきましては、
河川法によりまして行つ、こういうこ
とであります。
○田中一君 河川を廃した伏流水と、
それから河川の中を流れている伏流
は、これははっきりと流れが水源地を
異にしていてという見方をしているわ
けですか。
○政府委員(山本三郎君) その点は地

下の問題でありますからはっきりとは

区別ができませんが、大体におきまし
て河川が、新しい河川ができてしま
つた川になりますと、地下水もどうも地表
水に影響するものでございす。その
で、河川が別なところになりますと関
係は比較的薄くなるというふうな考
えでございす。
○田中一君 今河川局長が言つてい
るよう、表流水下の伏流と、それから
河川、旧河川敷の間の関係が、同じ水が
流れていないという見方、あるいは流
れているという見方、そういうものを
今日まで政府としては各河川、改修さ
れた河川について調べたことがあり
ますか。
○政府委員(山本三郎君) 全般的に調
べた資料はございせんが、特殊な地
域については調べておりますが、な
かなか詳しく問題でございまして、
どこまでがというはつきりした結論
まで到達していない状況でございす。
○田中一君 この遠賀川の例なんか
は、御承知のようにはつきり流れて
いるのです。流れているから、ある場合
によればそこから水が噴いて決壊するよ
うな場合もあるのです。これは一つの
現象なんです。これなんかどう考
えておりますか。たとえば筑後川にも
その現象がある、そういう場合は所管が
分れてもいいというのですか。
○政府委員(山本三郎君) ただいま
お話しありました遠賀川のごときにつ
きましては、その影響が甚大でござい
ますので、調査のはつきりしてないも
の、状況のはつきりしないものにつ
いては、河川敷なり、あるいは河川付
近地として残存させまして取締りを
やる、こういうつもりでございす。

○田中一君 筑後川の下流、鳥栖の約千メートルくらいの下流は、やはりたんに水が噴いてるのですが、こんなものは今後どう考へるのですか。

○政府委員(山本三郎君) そういつて具體的の地点は、先生のおっしゃっているのは、私も具體的資料は持つておりませんが、そういう分につきましては、河川の保全上あるいは水の利用上必要なものにつきましては、取締りをするために、河川付近地として残すなり、あるいは新しく指定するなりすると、こういうつもりであります。

○田中一君 一体水はだれのものなんですか。管理者と利用者との二つあるわけですね。水そのものに対してはです。ただ、今おっしゃった伏流水に対しては、だれが管理するかからいへば、ということなんです。あたなの説明を聞くと、従つて日本の国土に流れてる地下水にも、たまり水もあれば、あるいは表流水の下、割合にボーリングすればすぐ出てくる水もあるのです。河水とつながつていて伏流水もあるのです。そういう面を検討しないで、利用の面からだけ水というもののワケを作るということ、非常に危険を感じるので、そこで何うわけなんでしょう。

○政府委員(山本三郎君) お説の通りでございます。利用の面につきましては、あるいは川から離れた分につきましては、今までそういうふうな取締りの法律なり、あるいはそういうものがなかったわけでございます。今回の法律が新しいのでございまして、そういう観点から利用面につきましても、その他河川の保全というふうなことを勘案いたしまして、今回の法律により

まして、通産大臣と建設大臣でその利用の面も助長してやろう、こういうことで提案されたのでございまして。

○田中一君 農林省の人は来ていますか。前に出て下さい。来ていますか、農林省の人。

○委員長代理(阿具根登君) 農林省は、説明員の管理課長の岡田君が来ておりますが、どうしますか。……それじゃ御質問願います。

○田中一君 日本の水には農業用水と水、その他利用先が異なると水の所管が異なるという考え方は、これは政府の一つの決定として、そろきめてこの法案を出したわけですが、水というものの、広範な水というものを利用によつて区分する、管理権も何も全部区分するということのような法律に決定されたのですか。

○説明員(岡田覺夫君) 農林省におきましては、従来灌漑排水の利用につきまして、いろいろ指導監督をいたしておるわけでありまして、河川から取り出す水につきましては、河川法の規定に従ひまして、河川局の許可を受けましてその水を利用するといふふうなことになつておりました。地表水につきましては、一応河川法によりまして規制をいたしまして、それに基いてこれを利用するといふような仕組みになつております。

○田中一君 農業用水の場合には、河川法に基いてその水の流れをこつちに回してもらつて、そしてその場合だけが農業用灌漑用水だといふ定義を下してゐるわけですね。

○説明員(岡田覺夫君) さようでございます。

○田中一君 何という名前でしたか、上越縣の水上の上流から利根川の水を取つて、沼田辺の灌漑用水に使つておる水があるのですが、これはそうするで、水道を通つて現場に持つてくるまでの管理は、これはむしろ農林省が所管するといふわけですか。

○説明員(岡田覺夫君) 河川から取水いたしました場合には、河川法によりまして許可を受けまして、それから、取りました水路を作つて、水路から水田に水を引くわけでありまして、その取水しましたあとの管理は、農業の方でいたしております。

○田中一君 和歌山県に行きますと——和歌山県、奈良県の方に行きますと、どこもかしこもみな溜池がある、水がないから。この水の管理権はどこにあるのですか。

○説明員(岡田覺夫君) 河川から水を取りまして溜池を作つておる場合もありません。河川に溜池を作つておる場合もありません。いろいろな溜池の形がある場合、河川に溜池を作りました場合には、当然これは河川法の適用なり灌漑なりがあるわけで、その規制を受けておりますが、それ以外のところを作りましておる場合には、農業の方で管理いたしております。

○田中一君 風車でたんぼの中に揚水しておる灌漑用水というものは、この法律で見ると、同じような作業だと思つておるわけなんです。それはやはり農業用水ですね。

○説明員(岡田覺夫君) それと同じようなことになると思ひます。

○田中一君 その水が今度河川に流れたらどうなりますか。

○説明員(岡田覺夫君) 河川に入りますと、河川の規制を受けるわけであり

ます。○田中一君 私は日本という国は水によつて生きておる、みな。人類はみなそうかもしれないが、ことに日本といふところは、台風が持つてくる水によつて日本の国の生存があると思ふのです。そこで水に対する立法化をわれわれ願つておるのです。水というものと工業用水とか、おそろくこれは水のないところはダムを作つて、溜池をたくさん作つております。これはおれの方の水だといつて水を取る、飲み水がない場合にも、農業用水だといつて取る場合もある。水の利用といふものは、広範にわたつて同じ水が何べんも利用されておるの、日本の現状なんです。そうして、ただこの法律を見る、と、主として地下水なんです。これは地下水なんです。よく調べてみると地下水保全法なんです。大きなビルでも作りまして、みなこれは雑用水に水を揚げておるのです。おそろくこれからどんどん高層建築がでますと、これは相当大きな量になると思ふのです。ただ特定の企業に供給する水といふものをここで規制するだけでは、この水の利用に対する法律であつて、立法化であつて、水そのものの本質を究明してない。今度農業用水法といふものが出るかもしれない、あるいは雑用水法が出るかもしれない。ビルディングの下に掘るやつは雑用水法、ただ利用面だけでもつて法制化するといふことは、私は間違ひだと思つておる。そういう意味からいって、都市における大きなビルディングの地下水といふものに対しては、どういふ定義を下そうと

してありますか。何の法律によつてそれを規制しようと思つておるのですか。

○政府委員(徳永久次君) 最後にお話ございましたビル用の水を規制しなければならぬといふような必要が起りました場合にはどうするかという問題になりましたら、これは私も通産省の所管ではないと思ひます。建設省のおやりいただくのが適當なあれになるのではないかと思ひます。建設省で。ただこの法律は、先ほど提案理由でお話し申し上げましたように、工業用水として、従来事業者が井戸を掘りましてくみ上げをやつておりましたわけでございます。工業の密集地帯でございまして、そういう地帯に井戸をいけば掘り過ぎておりました、そのために地盤沈下をしておるという現象も起つておりました。同時にそれは地盤沈下をしておるだけに、工業者も非常に困つておりました。工業者も非常に困つておりました。井戸を掘られるということになりまして、既成の井戸が、いわゆる井戸の干渉とかいふ実例がある。それでございまして、隣近所の井戸も迷惑するといふような現象も起つて参ります。それから地盤が沈下しますれば、機械工場の建家にもひびが入る、据え付けてあります機械ががたがたになるといふような現象を起しておるわけでありまして、それを何とかしなければ日本の工業生産がよくならないといふことを考へましたのがこの法律でございます。

○田中一君 わかつておられます。それはこれを見ればわかるのですよ。

○政府委員(徳永久次君) ですから、そういう配慮もございしますので、い

ば地下水につきましては、従来事業者が勝手に使っており、井戸を掘って勝手に使っているという体制のものを、適当に調整しようという法律でございます。

○田中一君 それはわかっておるのですよ。だから私が言っておるのは、一体特定の工業用水というものはないので。水は水なんですよ。水は上から降ってきてたまるものなんですよ。いんですか、あなたの方は工業用水を、利用している水を言っているのです、今ね。たまたま池になったり流れになつたり、浸透すれば地下水になるのですよ。これを日本の国土というものはだれが所管するかということですよ。結局いって言えば、日本の国土に降る水なんです、日本の国土が持っている水なんです。利用の面だけで規制をして、それでいいかと聞いているのですよ、それだからあなたたちにはわからぬ、大臣呼んでこいというのですよ。それじゃ困るのですよ。もしも地下水保全法ならば通産省が所管する必要はございません。必要ならば幾らでも、尾崎に必要なならば淀川の上流から持つてきてもいいのです。あれかまわず海に流しているのですから、ある面の必要度はあります。地下水を規制する法律を作るなどということは通産省の所管じゃないのですよ。国土を守るものの所管です。従って利用の面だけで、水を使われたんでは困るといっているのですよ、私は。同じ一箇の水はたくさん利用される効果があるのです。地下水だけを保全しようというならば、何も通産省の所管じゃないのです。そこで僕が聞いているのは、水というものの管理はだれがしようとするのかということなんです。まあ大体水というやつは、地下水は地下水として、この表流水というやつは、表流水が流れるところは河川といいますが、これは河川法で建設省が持つておる。今あなたは尾崎の工業が困る困る——何でもございませぬよ、淀川の海へ捨てている、そのまま流し込んでいる水を使えばできることなんです。現に尾崎辺では水を注入して地下水をふやすなどということも実験的にやつたことも聞いております。もしも地下水の保全法ならばこれは通産省の役目じゃない、あなたの方は河川法に基いてどうか工業用水を分けていただきたい、これで済むんです。従ってその部分的な工業用水だけをこの法律で定めるということとはこれはその必要度からいいたいのですよ。通産省の言い分としてはいいのですよ。水全体に対するところの国の認識というものが、認定というものがなくちゃならぬと思うんですよ。河川局長あなたはどう考えておられますか。

○政府委員(山本三郎君) 今のお話でございしますが、地下水の利用につきましては、非常に最近におきまして重要な状況になつて参りました、特にこの先ほど通産省の方から御説明がありまして、工業の発達によりましてその需要もふえますし、またそれによつて生ずる影響が大きくなつたといふことで、特にまあ工業の発達……、地下水を利用する工業用水についてこの法律が提案されたわけでございますが、お説のように、ビルディングがよけい水をくむとか、あるいは農業用水がまた水をくむとかいうような面もあるわけでございますが、一番重要な、重要と申しますか、現在におきましては一番焦眉の問題というところで、こういふふうな工業用水法が立案せられたという係でございます、なおその他の関係につきましては、この条文の内容に書いてありますように、「地域」であるとか、「技術上の基準」といふものにつきまして、建設大臣も協議に應じておるものと考へておるわけでありまして、

○田中一君 東京都の例をとりまして、小河内はどうやらもうじき完成するでしよう。あれは工業用水にも使っているんです。それから農業用水にも使っているところもありまして、間接的に、第二義的に、飲料水にも使つています。雑用水にも使つています。便所の水にも使つておるんです。従つて水というものを、同じ水であつてもいろいろな利用がたくさんあるんですよ。そこで私の言つておるの、水といふものに対する一つの考え方をきめてくれといふことを言つておるんです。もしも尾崎なら尾崎に淀川の上流から工業用水道というものが布設されて必要な水が供給されるならば、この地下水保全のための管理の行政官庁どこになりますか。

○政府委員(山本三郎君) ただいまのお話で上流から水がとれるというふうな場合は、先ほど説明申し上げましたように、その水は上流から持つていくといふようなものにつきましては、建設大臣が所管いたします。それでその水がとれるというふうなことになるか、新しく地下水をくみ上げようと

いうようなことになりましたときは、その新しい法律によりまして規制される、こういふふうな考へておきます。

○田中一君 大体この法律を作つて水の量はどのくらいのを考へておるんです。

○政府委員(徳永久次君) これは地帯地帯でいろいろ事情は違いますわけでありまして、尾崎あたりになりましたら、新たに工業水道、たしかあれは十万吨くらいのものであつたと思ひますが、水道施設計画がある、四日市、川崎、さしあたり三ヶ所地点を考へておりますが、ほほいすれもその程度の工業用水道をつくつておる、ことが問題にされておるんです。先ほどお話をございまして、地下水につきま

しては、実はこの工業用水を引つければ全部間に合ふかといふと、そうは実は参りませんので、この水質なり水温の関係がございまして、工業用の生産からいいますと、相当部分は工業用水道ができますれば地下水を切りかえる、地下水の方をやめて、工業用水にかへるといふことができませんわけですから、工業用水でなければ困るといふものは、まあ事業なり目的もありまして、この辺なかなかむずかしい問題を含んでおります。

○委員長代理(阿貝根登君) ちょっと、厚生省から環境衛生部長の楠本君が見えましたから。

○田中一君 今提案されておる工業用水法です、一応厚生省はどういう点で賛成しておるのですか。

○政府委員(楠本正康君) お答え申し上げます。私も工業用水に関心がございます。この工業用水も、結局地下水を取るといふようなことに対

する一つの対策だと考へております。この地下水の採取ということになりますと、直接この水道水源等にも影響がございします。また私どもの監督いたしておりました製氷事業その他飲料水事業等におきまして、地下水を利用しておる関係がございしますので、かような観点から地下水をどう利用するかというふうな点につきまして関心があるわけでございます。従いましてこれらの点から考へますと、工業用水として使います水を、地下水との関連において、適当に規制していくことと考へます。かような意味で私どもとしてはこれに協力しておるわけでございます。

○田中一君 どうもあなたは水道法案でも一生懸命水道だけのことを言つておるけれども、あのときも質問しておるうちに、私は水の行政というものは基本法が一本なくちゃならぬという議論を持つておるのです。意見を持つておるのです。一本、基本法です、水の行政に対しては、水法というものがあつて、そこから枝葉が出るというものは、この前あなたが言つた通りだ。あなたの方でも、無理やり水道法案を出したときも言つたはずでございます。そこでそれ以来何も関係調整ができていないように見受けるのです。そこへ突如として工業用水というものが出てきたわけなんです。そこで農林、厚生、建設、通産の間では、今後水というものをどう処理していくか、今言ふ寸断していこうかといふことなのか、水の行政に対しては、一応当面の問題がここにあるから、これを一応規制して、あと根本的な水の法律でも作らう

○政府委員(山本三郎君) ただいまのお話で上流から水がとれるというふうな場合は、先ほど説明申し上げましたように、その水は上流から持つていくといふようなものにつきましては、建設大臣が所管いたします。それでその水がとれるというふうなことになるか、新しく地下水をくみ上げようと

○田中一君 今提案されておる工業用水法です、一応厚生省はどういう点で賛成しておるのですか。

○政府委員(楠本正康君) お答え申し上げます。私も工業用水に関心がございます。この工業用水も、結局地下水を取るといふようなことに対

○田中一君 どうもあなたは水道法案でも一生懸命水道だけのことを言つておるけれども、あのときも質問しておるうちに、私は水の行政というものは基本法が一本なくちゃならぬという議論を持つておるのです。意見を持つておるのです。一本、基本法です、水の行政に対しては、水法というものがあつて、そこから枝葉が出るというものは、この前あなたが言つた通りだ。あなたの方でも、無理やり水道法案を出したときも言つたはずでございます。そこでそれ以来何も関係調整ができていないように見受けるのです。そこへ突如として工業用水というものが出てきたわけなんです。そこで農林、厚生、建設、通産の間では、今後水というものをどう処理していくか、今言ふ寸断していこうかといふことなのか、水の行政に対しては、一応当面の問題がここにあるから、これを一応規制して、あと根本的な水の法律でも作らう

というつもりでいるのかどうか、これは各省から一つ御答弁いただきたい。また代表して各省の話し合いの結果御答弁してもけっこうです。だれか一つ、四人いるうちで。

○政府委員(徳永久次君) この法案に關連して実は申し上げたいと思ひますが、この法律を作ります際に、各省ともいろいろ御相談申し上げましたので、この法律につきましても、地下水の利用、工業用のための地下水の利用は、適当に調整するというところでございまして、先ほど河川局長からお話ございましたように、地域指定をどうするか、それからこのくみ上げ制限をいたします一般的な基準といひますか、それをどういうふうに定めるかということになりまして、建設省と申しますか、水全体あるいはその地帯の河川との関係とか、いろいろな関係がございまして、その辺は建設省とも十分御相談してやらなければいけません。そういう建前で実は作り上げておりますわけであり

です。この面はそれで一応済みますわけでありまして、今田中先生からお話がございましたように、水全般の問題をどうするかということにつきまして、先生も御承知のように、水制度部会で、ずいぶんとめんどりの詳細な御研究もなされたのでありますが、あれにつきまして、政府部内で何とか話し合いをうまくまとめて、実際の形でこれを解決しようじゃないかという議論を出されてはいるわけでありまして、これはまだ今日まで実は実現するに至っていないわけですが、この法案を作ります場合にも、実は政府部内で

若干の問題以上の問題、ここに關連するといひますか、この問題を契機といたしまして、たとえば水道をどうするか、下水道をどうするかというような問題も、実は議論にもなりましたわけでありまして、閣議等でも議論されまして、今しばらく研究したいということになりまして、もうそう遠くないうちに、もう一ぺんゆっくり検討しようじゃないかというふうなことに、実はされておりました。政府部内でもこれを適切にやるといふことを決して忘れているわけじゃないかと思ひますので、この法案に關連のある議論もなされたのでございまして、一通りの議論もなされて、相当むずかしいメンバーの問題も含んでいられるし、行政機構の改革等の意見もございまして、そのチャンスもあることだから、もう一ぺんそのところとつくりと相談しようじゃないかというふうなことで、お預けになったということでございます。

○田中一君 それじゃこれは地下水保全法なんです。どうも災害があるから、あるいはこれ以上水を上げると別の障害があるから、とりあえず当面の問題を規制しようというなら、地下水保全法なんです。これに集約されれば納得できます。水の問題じゃないのだ、よつてくる障害というものを除去しようという考え方なんです。これなら納得できるのです。一応工業用水と銘打つてくると、工業用に水を使うというところが前提なんです。内容がそうなっている。足りないものは表流水を使う、河川から持つてくると書いてあります。それならほんとうに水制度というものを、もう国の方針をきめてからおやり

なさい。さつきから言っている通り。

これは厚生省に伺ひますがね、高層建築がたかさんでできる。また東京都には地下水もたいぶできております。そのものと飲料水として小河内にあるところのものは、あまり便所に流したのじゃあつたいないから、一つ地下水を掘ろうということになるのです。こういうものは、これには何の關係もないのです。そうすると基本法じゃなく、なつてくるわけですね。それならば工業用水じゃないのです。工業用水法じゃなくて、全く地下水保全法になるわけですね。区域をきめて災害のないところでは掘ってもかまわないのです。この法律はね、工業用水であつても、このうなると現在まあ雑用水に使つていられる高層建築の水洗便所の水というものは、普通の民家、普通の小さいうちでは掘れないからみんな飲料水を使つていられる。しかしそれじゃ大きなビルディングの場合には經費がうんとかかるから地下水を掘ろうといつて掘つておられますね。こういうものは厚生省が見て

いるのですか、この水に対しては。○政府委員(楠本正康君) まことにどうもございまして、見方によりましては私も今回の工業用水法案につきましては御指摘のような点も考えられます。この点につきましては前段にお答えした通りでございます。ただ今御指摘のように、この都市等に掘きましてはビルディング等が地下水を掘水いたしまして、そのためにやはり地下水の枯渇というふうな点その他の障害も現に現れております。しかしこれらの点はこの所管と申しましたように、それぞれの利水面を担当いたしますところがあるにすぎないというふうなこ

とに現在のところはなるんじゃないかならうかと思ひます。と申しますのは、この現在、まあ水制度部会等におきましても結論は得ておりませんけれども、先生も御承知のように、大体の傾向といたしましては水というものはなるほど公共的のものである。これは地下水並びに河川等を通じて公共的なものでありますけれども、これをその利水面から見ると、これは単に一方所だけの利水でないので關係の分野が非常に広いので、それぞれの立場でこれは利水はやむを得ないだろう、しかし勝手ばらばらの利水をされてはかなわな

い、どこかでこれを強力に調整する必要があるんじゃないだろうか、ただその問題点はどこがしからば調整するかというふうなことに問題が残つていられるように思われます。私もそういったことはこれはどが調整いたしまして強力な調整に従ひまして利水の間違ひなきを期していきたい、こういう態度でございます。

○田中一君 それでいいと思うのです。それでいいと思うけれども、今の工業用水法というものは利用の面だけをそのまゝ押し出したものばかりでなくて国土の保全も考へていられるのです。縮めて言いますと、地下水の保全は工業用水でなく地下水の保全法なんです。今国土総合開発審議會の水制度部会においても、水制度に対する結論が出ないというふうな、一応これはもう地下水保全法と案を変えて、目的を変えて、立法の目的を変えて出すのが私は正しいのじゃないかと思ひます。その点については河川局長どう思ひますか。

○政府委員(山本三郎君) 法律の名称の問題でございますが、(田中一君)「名称じゃないよ、立法の精神の問題を言つていられるのだよ」と述べて、まあなるほど工業用水の利用のために起る災害なり、あるいはその他に及ぼす影響を考慮されておるといふ内容になつておるわけでございます。先ほどからも申し上げましたように、そのために非常に影響が出てきておるといふ關係であります。この影響をできるだけ除去しようというのが目的でありますので、私といたしましてはこの目的に書いてある字句の通りと解釈しております。(笑)

○田中一君 閣議で提案を決定したのだから河川局長あたりじゃその程度しか言えぬか知らぬけれども、これは利用の面を押し出すよりも地下水保全法なんです。そうするとこれは通産省の役目じゃないのです。建設省が国土保全の一環としてやるべきなんです、こいつは……。これはですね、利用の方はほとんど工業用水、主として利用の問題でもって工業用水法を出しなさい、私は反対しますけれども……。これは水道もけつこう、農業用水法もけつこう、お出しなさい。それにはやはり水というものをきめてからお出しなさいというのです。それまでは当然これは水というものは利用するもの、その時間的なその区域的なもの、権利です。水というものは従つてだれのものでもない、国民のものなんです。たまた自分の工場内に井戸を掘つてこの井戸の水というものは、地下水というものは自分の敷地内からばかり掘水するものじゃないのです。あるいは他人

の敷地の中の地下からも吸い上げぬとは限らないのです。だから利用はこれはもうやむを得ないのです。しかしそれを災害を除去しようというのなら、これはもう通産省の役目じゃないのです。国土保全の役目なんです。そこで僕が文句を言いたくなってくるのです。政府がほんとうに水制度に対する基本的な態度をきめてこれは当然、利用するのは当然ですよ。だれのものでもない、国民のものなんだ。人類のものなんだ。人類生存のためには使つていいのです。従つてこの目的というもののが工業用水という利用の面だけ押し出してくるという立法化はどうかと言つていいのです。これは山本河川局長はもしそういう目的ならばこれは当然建設省がすべきものだ、こう思うでしょう。あなたは国土保全の当面の責任者の建設大臣なんです。利用の面はどんどん利用される。建設省がその地下水をあるいは尼崎のように井戸にある水をポンプで揚水して、その井戸の穴から何というか、逆に注入するということもやつているそうですから、おやんなさい。そうしてまだだれも使つていいのだということを今私は申し上げましたが、そのために他人に害を及ぼすようなことがあつちやならぬと思うのです。それはまあ今日で言えは資本主義の社会ですから、人に害があるうりとも当然自分の自由にできるという水をどんどん揚水して、金もうけのために工業用水で使うということもこれもあり得るでしょう、現在では。しかしそれによつて來たる災害があるならばこれは当然はばまなければならぬ。その意味ではこれは賛成します。それならばどこまでもこれは地下水保全

法なです。これは地下水保全ということが主目的なんです。こういふ点は閣議でどういふ説明をされてどういふ結論に達してきたか私は不思議に思ふのですが、これは閣議に、四人の方も閣議においでにならぬから閣議の決定が開かれないので残念ですけれども、私はこの辺でやめておきますが、私はもう一ぺんこの連合なり、あるいは商工委員会で四人の大臣をお招き下すつて私来てそこで質問したいのです。

○赤木正雄君　今の田中委員の質問に関連いたしまして少しくお伺いしたい。たとえて申しますと尼崎の例であります。あれは確かに地下水を各工場に使つたために土地が沈下している。それによつてむしろ海の方が高くなつて非常な災害をこうむつてゐるのではありません。この災害に関する事業は全部建設省で總括してやつておる。そうすると、やはりそういう観点からして、なるほど水を利用される面においては通産省であります。事業の大部分というのやはり建設省の所管である。従つて、むしろ水そのものを一つの省に統合して、それを工業用水に使うもよし、あるいは水道に使うもよし、あるいは農業に使うもよし、いざし、あるいは農業に使うもよし、いざし、それに使つてもけつこうであります。やはりこれは水として一つの省に統合して、私は決して建設省とは言いません、ん、どこでもいい、そうして、これを所管の省に利用するのが当然の機構と思ふ。今ここに所管の大臣はおられますから、これに対する答弁はききませんか。これは要求しませんが、あなた方四人のち、よく協議の上に、関係大臣から、もしも私がないときには田中さんでも……、また関係委員会において答弁

をなさるときに、その答弁をあわせてお願いしたいと思います。

それからもう一つお伺いしたい。第十七条に、組織は「委員十六人以内で組織する。」と、この十六人というのは大体どういうふうの方々をお考えになつておられますか。

○政府委員(徳永久次君) 先ほど田中先生からも、また工業用水法案という名前は適當じゃないじゃないかというお話もございましたのですが、これは、こいうふうには実は私も考えておるのです。この法律によりまして、結果的に地盤の沈下等の防止にもなるというこゝと、これはまさにお話の通りでございますし、また法律にもうたつております。規制します内容をのものといたしますのは、工業用のための井戸というこゝとでございます。この地帯を考へてみましても、飲料用に井戸を掘つておるものもございます。あるいはビルに掘つておるものもあるかもしれせん。いろいろな、その他雑用の場合もあるかと思ひますが、この問題になつております地帯について考へてみました結果、結局工業用水が問題であるという、工業に使つております地下水のくみ上げ、それが問題であるというこゝとになりまして、それをほゞどこに調節するということ、それが工業全般にも、工業者にとつても調整されることがけつこうなこゝとであり、また地盤沈下の防止にも役立つこゝとであるということからきまして、この規制の対象そのものは工業用水であるからということで、工業用水法案という名前をつけたので、同時に地盤沈下の防止ということも考へておりますわけでありまして、その点に

つきましてはその地帯について、大體地下水の状況からみて、総くみ上げ量というものをどの程度に考えればいいかということ、その問題で解決するといえますか、その問題については、これは国土保全といえますか、というような関係から、建設省の関心の非常に深い事項でございいますので、その問題につきましては、まず地域をどう定める、その全体のくみ上げ量をどの程度に考えるかという問題について、建設省と相談した上で、その総ワクはきめます。ただ具体的な、個別的な規制そのものは、工業者の、何といいますが、利用そのものを規制するに相なりまするので、これはまたとえて申し上げますれば、防衛は目的であるとしても、防衛生産は通産省が担当してやるというような関係からみまして、防衛のために軍艦、飛行機が何台あるというようなところは防衛目的から出るものでございましょうが、具体的にそれをどう生産していくかという仕事は、やはり生産関係の方がやつたらよろしいというようなニュアンスで、個々の事業者の井戸にどう調整していくかという点にすぎましては、産業官庁がやつた方が、事業者にはぼす影響等からみましても、最も適切であらうというようにことで規制しております。

○赤木正雄君　私の質問は、今の答弁ではないのであります。つまり水をどうするか、そういう観点で、あなたの方の関係しておられる各省の大臣で統合された、日本の水をどういうふうにもっていくか、これは通産省でも建設省でも、厚生省でも、農林省でもないのですよ。一つの省を設けられてもいいので

す。それに対する根本的な考えはどうか、これは今でなくともいいのでありますから、統合した意見を求めている、これは関係の大臣から聞けばいい。今聞いているのは委員十六人以上、その十六人の人はどういふ人をもつてなさるかということをお聞きするのです。

○政府委員(徳永久次君) この審議会につきましては、非常に専門技術的な問題と申しますが、を主題として考えておりますので、地域指定をどう考えたらいいか、一般基準をどう考えたらいいか、そういうことをテーマに考えておりますわけであります。先ほどもお話がありましたように、関係省もいろいろ多くございまして、関係省の職員が教名入ると思ひます。それからそのほかに委員としてお願いいたしますのは、大学の先生とか、それから地下水関係の専門の技術関係の方々とか、そういう方々をおもに考えております。

○田中一君 今通産省の方が、私のさっきのに対する答弁らしいのですがね、工業用水というものは井戸だけじゃないのはわかつておりますね、先ほどあなたは、井戸でなくちやならないものもあるのだとおっしゃっていた。これは一応その点は納得します。しかし先ほど言ったように、水というものの所有権はだれにあるかということなんです。所有権というものはだれにあるのです。通産省は、地下水というものの所有権はだれにあるか、どういふお考えです。

○政府委員(徳永久次君) 地下水をそのものとしたしましては、一応のところ、その土地の利用権を持つていふといふ人といひますか、所有権がある人はど

使用してよろしいということであらうと思います。ただそれを、公共の所有権に入るものは、御承知のように勝手やたらにということではない、公共上の制限がつくということがあるわけがあります。さような意味から、地下水の利用につきましては、ある種の制限がなされる場合があると、そういうふうにご考慮していいのじやなかろうかと考えております。

○田中一君 地下水には、現在の法律の上でどういう制限がございますか、地下水というものに対して。

○政府委員(徳永久次君) 現行のいろいろな法律の中では、地下水そのものを制限しております法律は、ほかに見当たらないわけであります。

○田中一君　ありませんよ。

○政府委員(徳永久次君) この法律が
いわば初めてといいますが、ある種の
制限をしようというような観念に立っ
ておるわけであります。

○田中一君　現在ですよ、商業的な意思で井戸を掘る、いいですか、井戸を掘る、これは利益をあげるためにこれだけの水が必要なんだと、何も私は、あえて生産をあげろなんては言いません。そうすると、その水は自分の持っている敷地外からも流れ込んできているのです。その自分の、たとえば、河川で言いましても、利用権というものは水の流れる区域というものをきめているのです。ここからここまで、一キロなら一キロの間に利用権を設定する。水というものは、一秒間何メートル流れているこの水というものは、その区域を流れ去ってしまえばもう自分の利用権の範囲ではないですよ。地下水の場合はそうじゃないんですよ。地

下水の場合は、自分の持っている敷地内の水だけを揚水しているのじゃない。やはり地下水は流れているので、つまり水じやないんです。こういう場合に、先に工場を持って、自分どこにまあ一日二万石揚水している、隣の敷地に今度は井戸を掘るのはいけないという場合には、この水を分水し

いう毎日々々揚水している水はだれのものをくみ上げているのです。だれの持つてゐる地上権からくみ上げているのです。だれの持つてゐる水利権からくみ上げているのですか。従つてそのくみ上げる水はだれのものですか。だれのものか、はつきりおつしやつて下さい。

○政府委員（徳永久次君） 從來地下水

につきましては法律の規制が何もない

体水はだれのものですか。一定の住友なら住友金属が揚水している地下水というものはだれの水か、はつきりおっしゃって下さい。

○政府委員(徳永久次君) 自分の権限に基いてくみ上げております限り、その人のものだというふうに観念せざるを得ないと思います。

○田中一君　くみ上げられた水はその人のものです。しかし流れている水はだれのものですか。

○政府委員(徳永久次君) 流れております水につきましては、だれの所有か定められていないと……。

○田中一君 隣に井戸を掘って上げた場合にはまたそれが自分のものになるのです。それがいいけないということなんです。それを規制しようという法律なんです。そうするならば、既得権を認めないとおっしゃるのですか。

○政府委員(徳永久次君) この法律では、既成の井戸につきましては権力的

な制限はしないということにいたしておきます。ただ先ほどちよつと説明で申し上げましたように、新しい代替水源を工業水道でもつてきたりしました場合には、くみ上げ量のある程度調整して下さいということを示唆するという程度にとどめております。

○田中一君 あなたは現在地下水に
よって生産を続けておる営利会社のため
にこの法律を作つたのですか。

○政府委員(徳永久次君) この対象になりますような工場密接地帯というものは、お互いに困り合っているというのが現状でございます。そこをお互いがほどほどにいくようにということをはねらいにしたわけであります。

○田中一君 新しい、新設の会社が隣

接地にあつた場合にはどうします。それはもう再び許可をしませんか。

○政府委員(徳永久次君) 新たに井戸を掘りますものを、許可するかしないかといふ場合には、その地域におきまする地下水の状況からみまして、

どの程度なら掘つてもよろしいということがある程度科学的に出て参ると申しまするか、地域的な間隔のおき工合なり、それから地盤の構造の關係なりからそれが出て参りますわけでありまして。一応地盤沈下を起しております地帯につきましては、原則としてこれ以上も掘らないようにしてもらいたいというのがこの法律の目的でございます。

○田中一君　それすると、同じだれのものでもない水を、現在既得権を持つておる者に許す、持たない者に対しては許さぬということなのですか。

○政府委員(徳永久次君) 平たくお考
えただけは、そりうふうにみえる

かと思つてあります。しかし既得権を、今まで井戸水をくみ上げまして、工業の原料として利用しておられるものに、それを重大な変更を加えるというようなことは、まあ社会全体の秩序からみていかかというふうに考えまして、その場合におきましては、代替水源ができた場合には減らして下さいよというふうに指示しますよというふうな考え方をとりましたわけです。

○田中一君　　どういいう意図から通産省がこういいう法案を提案したかわからないのです。あなたが今三力所か四力所指定しようという区域の水を使う競争会社ができるのをやめてほしいということからきたのか、実際に地下水そ

のものに対する保全をはかるために
やつたのか、意図するところがわから
ないわけなのです、私は……。それ
で、ここにだれのものでもない水を揚
水して使うのに、そういう規制はし
ちゃならぬです。別途の方法があり
ます。幾らでも方法があります。一番
やりやすいものでもって既得権だけ
認めるということはよくない法律で
す。これは通産省の方にも今うるさく
質問しているのですが、水の問題とい
うものはそんなものでないのです。
何らかの、区域で制限するがあるいは
用水量で制限するか、何らかの方法を
とらなければ解決されないのです。
従つて私は各大臣が来たら質疑を続け
ますけれども、この問題については、
こんなことを言つちや申しわけないけ
れども、商工委員会の方々に簡単に
こういうものが通過して出るとなりま
すと、また楠本さんが妙な法案を出
す、また農林省が妙な法案を出すとい
うことになるのです。こういう点は、
地下水保全を目的とするならばこれは
非常にけつこうな法律です。しかしそ
れに関連して、通産省の所管というこ
とは利用の問題を言っているのです。
もしも地下水保全ならばこれは建設大
臣が当然、国土保全の役目は建設大臣
がやる。これはやるべきです。あなた
の方は十分にいい水をたくさん供給し
てもらつてお使いなさい。そして日
本の生産を上げるのがあなたの役目
であつて、何も国土保全の問題にまで
口出しするのは間違ひです。それは
商業的な意欲を持って、利潤追求の意
欲でもって水を使おうという連中の区
域なんです。同じような目的をもつて
臨時に自分が井戸を掘ろうというとき

にそれではいけないということはある
得ません。あり得ないのです、水とい
うものは、それこそ前に既得権を持
ておる者の水の用水量というものを制
限して、こちらの方に新しく井戸を掘
ろうというものに供給しようというの
が正しい行き方なのです。だれに頼ま
れたかしらなければいけません、とんでな
い法律を出すのです。この辺でやめ
ておきますが……。

○石井桂君 私はこの法案の目的であ
るところの地盤沈下の問題ですね。
これは工業用地下水をうんとくみ上げ
るによつて地盤が沈下する、そう
いう判断のもとに出ていられるのでし
ょうか。

○政府委員(徳永久次君) くみ上げの
量が過度にわたるとさういう現象があ
るといふことからは……。

○石井桂君 もう少し端的に聞きます
と、地下水をうんとくみ上げることが
そのおもと原因で地盤が沈下する、そ
ういふ判断のもとにこれは出ているの
でしやうか、つまりくみ上げなければ
地盤が沈下しないのか、こういうこと
なのです。

○政府委員(徳永久次君) 地盤沈下に
いろいろな原因はあると思ひますけれ
ども、今問題になつておられますやうな
場所につきましても、工業用水のくみ
上げ量が多過ぎるということが非常に
大きな原因であるといふふうに考へて
おります。

○石井桂君 私はさういふお考えがま
あ全部間違つておるとは言ひません
が、私は学究的な定説ではないと思ひ
ます。この地盤沈下といふものは、そ
れは一時にはなるでしやう、工業用水
をくみ上げることはです、しかしあ

なたの方からお出しになつておる資料
を見ても、一メートル以上沈下してお
るところは一つもないでしやう。それ
である学者の説によれば地盤の中の粘
土層の水がなくなる際に、この地盤沈
下がとまるという説もあるのですよ。
それがやがてはとまるだらうという
ので、カーブを見るときは近ごろ
カーブがなだらかになつておる、もう
とまる時期になつておるかもしれない
だから地盤沈下は工業用水をくみ上げ
ることだけで来ておる現象ではない。
また工業用水をくみ上げてもくみ上げ
ないところでも地盤沈下は幾らでも起つ
ておる。まだはつきりしないやつを根拠
にこれを出して行く、何かおもと目
的が達せられないのではないかという
気がする。それから、こういう私の疑
問があるのです。この法案を出した以
上は工業用水をうんと地面から吸ひ上
げる、そうすると水がほとんどなく
なつてそれで何メートルか沈下してし
まうから水をくみ上げないやうにすれ
ば防げると、さういふ仮定のもとに出
ておるのだらうと思ひます。その大部分
はさうであるかしらぬが、さうでない
ところも幾らもある。その辺が非常に疑
問な点が一つと、もう一つはさつき田
中委員が言われたやうに、水をくみ上
げるのがこの地盤沈下の原因だと仮定
すれば、工業用水だけやつていたん
じゃ意味がない。御承知かもしれませ
んが、私も三十年間東京の地盤沈下の
ことは研究しております。これは丸の
内から江東方面にかけてすでに一メー
トル数十センチ下つておる。日比谷の
角の三信ビルのごときは、ちょうど一
階の床面が地盤が沈下して一メートル
何十センチか上つちやつたから階段を

五、六段つけないければ上れないやうに
なつてしまつた。これにはたしかにそ
ういふ現象があるけれども、近ごろは
地盤沈下の速度が落ちてきて停止せん
としておる。それから水を使つてない
かと云へば水はじゃんけん使つてお
る。だから水を使うことが地盤沈下に
影響はあるでしやう。影響はあるが、
そのためには私はないと思ひます。その
がしつかりきまつてからでないといふ
法案は私は根拠がないやうに思ひます。
その辺は十分学者や何かの持論を
お聞きになつたんでしやうか、単に尼
崎とか敷地だけの研究じゃ私は足り
ないと思ひます。

○政府委員(徳永久次君) この法律は
地盤沈下対策のために、地盤沈下の起つ
ておる場所を全部これで律しようとい
ふのであります。地盤沈下の起つて
おる場所でごさいますと、工業用水の
くみ上げの非常に多い場所、さういふ
場所は工業用水が影響しておるとい
ふに思われる、それだけを適用とし
ておるわけです。

○石井桂君 工業用水をうんとくみ上
げておる所で、さうして工業の盛んな
所で、地盤沈下をしておる所を考へる
のだけれども、その原因は工業用水を
うんと使うことによると思ひます。そ
うだとするやうな学術的なきまつたもの
で、これは私はもう大体さういふ地
盤の沈下なんぞといふものは地球の変
化なんですから大きく言へば、何百年
かの間にだんだん縮まるでしやうけれ
ども、これは縮まる所もあれば出づべ
る所もありまふ。さういふ地球の変
化の力と、ずいぶん大きな話になつ
ちやつたけれども、さういふ地下水を

くみ上げる量は人間のやることですか
ら大したことじゃないのです、さうい
うこと等の学術上の判定がどういふ
うになつておるかからぬものだから
聞いておる。私が聞いておる範囲では
まあ非常にこのことで学位もつた人
の話を聞くと、もうたとへば東京のご
ときは地盤の沈下はおさまるだらう、
水を使うにかかわらずおさまるだらう
。それは地下水をくみ上げるのみが
唯一の地盤沈下の原因じゃない、こ
ういふ意見を持つておる人もあるの
です。あなたのお話ですと、大体この法
律の本になつておる地盤沈下は、工業
用水をうんとくみ上げるのだと簡単に
片づけておる。その前提のもとに法律
ができておることと思ひます。だからもし
さうでないならこの法案は意味がな
くなつちやう。さういふふうに思ひから
根本の問題を聞いておる。

○政府委員(徳永久次君) 私も技術者
でございせんので聞きましたも詳しく
いふことは存じておりませんのですけれ
ども、お話のやうに地盤沈下の問題は
非常に複雑な原因、因果関係がある
といふふうに聞かされております。実
は私も通産省に御承知のごとく地質調
査所というのをごさいますと、その方
面の学位をとりました人が何人か
いらつちやうなわけです。さういふ方々の御
研究といひますと、お話の中であ
る複雑ではあるけれども、地下水のく
み上げが影響を持つておる場所がある
からといふお話がございまして、で
さういふ趣旨で地域指定等につきて
先ほどお話をいたしました審議会とい
ふやうなその方面の専門知識のある方々
にその因果関係のはつきりした場所
といひますか、といふものをきめても

らいませんと間違ひのものになる。そういう方々のまあ知恵のもとに作り上げたというふうな考へておきます。

○小澤久太郎君 この工業用水法案ですね。さっきの田中委員の言われたようにまあ前回は工業用水法案ですが、内容を見ると地下水をくみ上げることによって水源が枯渇する、そういうものに対する一つの措置というふうな考へられるので、これは私は地盤沈下対策法案というふうなものでないかと思ふのです。そういう意味からすると私はこれは通産省が所管するのはおかしい、まあそういうふうな思ふのです。それでまあこれは御返事は求めませんが、先ほど企業局長が工業用水についてはまあこれまで各省の間で別に定まったものがないとか、これまではあまりやっていたというお話でしたが、これは大阪あたりにつきましては昭和二十七年ぐらいに国が補助を出して工業用水をやっているのです。それからそのほかにつきましては建設省で工業用水をやっているのです。それで建設省の水道課長も見えているようにですからこれまでどういふふうないきさつであつたか一つ伺いたいと思ひます。

○政府委員(徳永久次君) この法律が地盤沈下にも役立つことは法律の一条にもはつきりしておりますわけですが、ただお話のように工業用水法でいけば名前がでか過ぎるではないかというお話もあろうかと思ひますが、同時に地盤沈下対策法といひましてはやはりこれまた大き過ぎる問題で、ほかにいろいろな措置があるわけでございます。まあ前回は中身に比べて適当にきめたということでございますが、先ほ

どお話ございました大阪におきまして工業用水道で地盤沈下防止のねらいをもちまして建設省で補助金もやり、助成なさつたというところはわれわれも十分承知いたしております。ただその点につきましては、御案内の通り工業用水としての工業用水道設置が十分に目的を達していないといひますか、補助率が低過ぎましたり、水道料金が高過ぎましたりしまして、せっかく作り出した工業用水道がその能力のおおむね三分の一遊んでおりますのか、三分の一しか利用されておられないのかそこをちよつと忘れましたが、というふうな現況になつておりますが、そのところを今度の予算におきましては、経済ベースで利用できるというふうにしよというところを考へまして、それでなければ工業用水道としての目的を達しない、利用されないから、その結果、地下水がくみ上げられるということになりますので、そのところを考へましてその辺のまあ管轄と申しますか、としましては産業官庁も関係してやらないと適当じゃないかというところで今回はまあ通産、建設共管でやろうとありませんかということにいたしましたわけでありまして。

○小澤久太郎君 建設省の水道課長が来ていますから水道課長からその工業用水の沿革について一つ。

○説明員(岩井四郎君) 従来建設省で取り扱ひました工業用水について御説明申し上げます。昭和二十五年から二十九年度の年間費五千八百八十万円、補助率八分の一、事業費四億五千万円で大阪市に工業用水道を作つておりますが、それからその後は国費を使わずに公募債におきまして、二十七年に三

千万円の公募債で一カ所工業用水を開始しております。二十八年度が八カ所、十一億五千六百万円の公募債を出してあります。それから二十九年度は六カ所、八億四千万、三十年代に入れば五カ所、九カ所、公募債で工業用水を使つております。これは公募債は、建設省の所管ではありませんが、自治庁において所管しておられますが、私の方で設計なり指導をいたしておりますので、同時にその公募債の取得方についても参考意見を出しましてあつて申し上げる次第であります。以上であります。

○小澤久太郎君 先ほど企業局長から大阪の問題は十分であつた、たとえば補助率の問題、金額の問題に対しては十分であつたと申しますが、それは一応別にして、建設省の方でこれまでやつておつたものをどうして今度通産省の所管にしなければならぬか、その点一つ御説明願ひたい。

○政府委員(徳永久次君) これは提案理由の際に申し上げましたように、日本の工業立地条件を整備しまして、工業の生産性を高めて、戦後日本の国際競争力の点をあげますために、新しい技術の導入、いろいろなことを業者はやつておりますけれども、外部条件の不備に非常に困つております。外部条件を整備しますこと、これはもとより工事内容等につきましてもそれぞれ建設省にお願ひし、運輸省にお願ひし、ということになりますわけでございます。ただ工業用水につきましても、それがいわば工業の、電気と同じような意味を持ちまして、水がなければ新しい近代化学工業が、建設事業ができないというふうな事情でござ

いますので、産業のまあ致命的な生産要求であるという性格を持つておりますわけでございます。さういふ関係から通産省としては非常に関心を深く持つております。ただ工業水道につきましては、どなたかの御質問にお答え申し上げました通り、申しましては工業水道そのものといひますものの建設工事そのものの指導監督の仕事、これは建設省に専門家がいらつしやいますので、お願いしてやらなければ、これを通産省がわざわざさういふ関係の人をふやすとか、さういふ無用なことをすべきではないというふうな考へまして、やつておりますわけでありまして、ですから現状は工業用水道につきましては共管でやりますというところでございます。通産省だけがやるといふことではないはつきりでございます。

ただその地域の工業用水道はどの程度の大きさにしたいかといふことと、その地域の工業の発展の現状及び将来性といふようなことを考へなければならぬと申します。その面からも通産省も関係した方がより適切なものができはせぬか、また工業水道の料金などの程度のものになるごとく仕上げるという考へ、仕上げるために国庫補助をどう考へ、それからあるいは民間の事業者の受給者負担といひますか、協力を求めること等のことにつきましても通産省も一緒にその仕事を、関係を持ちました方がより産業の欲するものに適切なものが仕上げられるといふことになるのではないかと。まあさういふ趣旨から、通産省と建設省とでやるのが一番いい結果が生まれるということであつたわけでございます。

○小澤久太郎君 工業用水は、地下水のくみ上げによつて水源が枯渇するやうな箇所だけを今考へておるわけですか、それともさういふ箇所だけでなく、ある工業地帯に必要な水道が要するやうな工業水道を考へておるわけですか。

○政府委員(徳永久次君) 通産省といひましては、工業用水道につきましても、この本法で今対象にいたしております地帯のみならず、広く考へたいと思つております。たとえば、ある地帯につきましては、地下水は何もない場所である、しかしその他の立地条件といひますか、あるいは港の、市場との関係とか、あるいは港の關係等からいひまして、工業地帯として非常にいい場所があるわけでありまして、そこに生産要素として大事な工業用水だけ欠けておるというやうな場所もあるわけでありまして、そういう所を工業用地帯として造成しなければならぬ、また発展させなければならぬといふ必要もあるわけでございます。そういうことも考へ、さういふ場所に工業用水道を新たに布設するということも助成の対象として考へたいと思つております。ただこの仕事がいればある意味で新しい仕事であるといひますか、というやうなことから、あるいは財政の都合というやうなことから、本年度はそこまでの私どもの理想の線まで予算上実現し得なかつたわけでありまして、明年以降以降におきましてこれが実現するごとく努力したいと考へておるわけでありまして。

○小澤久太郎君 今考へたいといふのですが、この法律ではどういふふうな考へておられますか。そこで含めるやうに法律はなつておりますか。

きましては、最初に申し上げました通り、これはこの法律と離れた問題でございまして、離れた問題として共管というところでございまして、私ども先ほど御質問にお答えしましたように、この工事の設計なり指導監督なりという

毛頭考えておりません。

○赤木正雄君 今、技術方面では建設省に百パーセント依頼する、こうおっしゃいました。しかしだんだん予算の面もふえてくる。また最初の田中委員の質問に対しては、おもに井戸の問題

の共管、この工業用水道は通産、建設の共管というような形でやろうということになりましたわけであります。

○赤木正雄君　そこに非常に誤解が生じやすい。上水の問題にいたしましたのも、下水の問題にいたしましたのも、技術

合審査会はこれにて終了することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長代理（阿貝根啓吾） 御異議ないと認めます。よって連合審査会は終了することにいたします。

—

昭和三十一年四月十九日印刷

昭和三十一年四月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局